

# イギリス保育發達史 (三)

白根孝之

## (III) 一九〇五年から現在までの發展過程

### (1) 一九〇五年當時の法令と當局の保育に對する態度

一九〇五年といふ年はイギリスの保育史上劃期的な意義をもつてゐる。といふのはこの年幼稚兒學校特に五歳以下の子供を收容するものに關する教育當局の政策上に重大な變化が起つたからである。

二十世紀の始の頃になると幼兒の身心の發達の爲めに有效な環境の要といふことがかなり廣く深く理解されるにいたり、五歳以下の子供の保育問題が教育者並びに醫者の側から特に論議されるやうになつて來た。例へば一八九二年に醫師のFrancis Warner は五萬人の各種小學校・幼稚兒學校兒童に就いて行つた實驗の結果を報告してゐるし、Shirley Murphy 始めその他の醫務官が數回に亘つて幼稚兒學校の傳染性疾病に關する調査報告を警告を發してゐるし、各地方の學校當局には醫務官が設けられるやうになつた。教育の當路者は又從來の公立小學校が五歳以下の幼兒のために行つて來た保育方針の誤つてゐたことを指摘し、或場合にはその與へる保育は却つて幼兒の心を鈍磨せしめるこゝすらあつたと言つてゐる。醫師の方面に於いては更に進んで公立小學校の下級に五歳以下の幼兒を收容することとは、新鮮な空氣、運動、適度の自由を奪ふことになり、この重大な發育期にその正常の生育を妨げ

る結果になる云つて極力反対する人さへも現はれるにいたつた。一九〇四年「文部省内衛生委員會」の報告も公立小學校に於ける非衛生的な設備を指摘して一般の注意を喚起し、各地方當局は各種學校の衛生設備に關して嚴重監督する義務あるものとしてゐる。

一九〇二年イギリスでは從來 School Boards と呼ばれてゐた地方學校當局の名稱が "Local Education Authorities" と改められたが、上に述べたやうな重要な點に關して何等かの處置を講じ當局としての態度を定める必要に迫られて來た。各地方當局からの伺ひをたてられた文部省は、一九〇四年に至つて四人の女子督學官を委員に任命し、公立小學校に五歳以下の子供を收容するに可否及び之に課するカリキュラムに關する調査を委嘱した。その調査の結果に基いて一九〇五年にこの委員會は報告書を提出するに至つた。之には初等教育主任督學官の覺書が序文として添えられてゐるが、その覺書によれば、委員會は(1)三歳から五歳までの子供は幼兒學校に於いて知的に殆んど何等の利益をも受けないこと、(2)往々にして見られる機械的な教授法は却つて幼兒の想像力を鈍磨し、獨立の觀察能力とその習慣を破ること、等の點に於いて意見の一一致を見るにいたつたとされてゐる。この報告ではフレーベルの真精神による幼稚園は大いに之を賞揚してゐるが、イギリスに於いて行はれてゐる實際の方法はその真精神を没却して機械化したものが多いとしてゐる。更にこの委員達の幼兒學校教師に關する報告は注意に値する。それによれば、最上の教育を受けた教師必らずしも最上の保育者でない。保育級のために特別の教師を養成することはもとより必要であるが、一人の有資格教師よりも、母性的性格を有つ二人の助手的な保姆の方がはるかに望ましい。とはいへ、これは現在の熱心なる幼兒學校教師の獻心と努力を認めないと云ふのではなく、むしろ制度の缺陷である。六十人に餘る幼兒を受持たされて、保育の「結果」のみを重視するといふ制度そのものが悪いのである。この報告書は主として以上の如き點に關して報告をなした最後に「五歳以下の幼兒

を收容する學校に關すること以上の問題は、文部省及び各地方當局の慎重なる考慮を必要とする」と結んでゐる。

以上見て來た所によつて明らかなる如く、この委員會は過去約一世紀の間、特に最近三十年あまりの過去に於いて著しく發達して來たイギリスの保育が漸く自己反省の期に到來したことを示すものであり、同委員會の報告はその痛切な自己批判を見ることが出来る。そこで文部省は時を移さずこの委員會の報告にもとづいて、一九〇五年の教育條令中に次のやうな規定を設けてゐる。

條令第五三條には「地方學校當局はその經營維持する小學校に五歳以下の子供の入學を拒絕することを得」もあり、更に條令の理由書にはその理由を次のやうに説明してある。「五歳以下の幼兒の就學には多くの危険が伴ふといふ考には大きな理由が存する。且つ又六歳以前就學せざりし兒童が、幼兒學校より小學校に進んだ兒童と比して、かへつて數等良好な結果を後になつて示したといふ事例も少くない」。併し乍ら、他方に於いて地方によつてはその子供が五歳若しくはそれ以前に通學することを希望する兩親の多い所もある。そこでこれ等の兩親の希望を考慮して六歳以下の子供を收容することは、地方當局がその責任に於いて許される事項である。今世紀の初の十年間に於いて幼兒學校の就學者數が著しく減少してゐるのは、疑もなくこの條令の影響であるこしか考へられない。即ち統計の示す所に従へば三歳から五歳の就學兒の數はこの期間に於いて次の如くである。

一九〇〇——一九〇一年 六一五、六〇七人

一九〇四——一九〇五年 五八三、二六八人

一九〇五——一九〇六年 四九七、六四三人

次に此の一九〇五年の條令は幼兒保育の全領域に關する新條文を有する點に於いて注意される。即ち第一條には幼兒保

育のカリキュラムに關する規定がある。之は一八九三年の廻章を大體に於ては基礎としてゐるが、保育規定としては實にイギリスに於いて最初のものである。

幼兒學校の主目的は子供の身心の自由なる發展と、柔順と注意力の養成にその機會を提供するにある。

(a) 身體の訓練は具案的な操練よりも、自由な運動からなるゲームの形式で行ふべきである。

(b) 子供にはその眼を動かせ、手と指を動かす適當にして自由なる作業を行はせ、又教師は子供と語り且つ彼等の質問を獎勵するこゝによつて彼等に觀念の構成、意志思想の表現力を養ふべきである。

(c) 稍々年長のクラスの幼兒には是等の保育を輕い課業で補足し、注意深く聽き、明晰に話し、簡単な物語りを繰り返し、自分の手でいろいろのこゝを行ひ、讀・書・描の初步的な技術を得、且つ基本的な數の觀念をも有ぢ、上手に歌ふやうにする。

(d) 女兒には編物は課するが裁縫は尙早である。文部省の許可を得て裁縫は場合によつては七歳まで差控へるこゝが出来る。

理由書によればこの第一條の設けられた理由は、往々にして幼兒學校に於いて讀・書・數の三科の知識が要求され過ぎ、幼兒教育の趣旨を破壊するこゝにある。

尙ほ一九〇五年には文部省は最初の「教師指針書」Suggestions for the Consideration of Teacher を發した。これも保育發達史上特筆すべき出來事である。

## (2) 「幼稚園」と「保育學校」との發達

現行のイギリス保育機關たる「保育學校」Nursery School はイギリス獨特のものと言ふことが出来る。尤も、ドイツで

「幼稚園」Kindergarten, 「保育所」Bewahranstalt, フランスで「幼兒學校」école maternelle, 「保育學校」école gardienul と呼ばれて發達したものは、このイギリスの「保育學校」に若干の類似點をもつものである。

イギリスに於ける「私立幼稚園」Free Kindergarten はフレーベルの影響の下に十九世紀の最後の二十年間に主としてロンドン、ランチャースター等の大都市に於いて貧困家庭の幼兒のために漸次に發達したものであるが、「保育學校」は是等の私立幼稚園から發達したものである。私立幼稚園は貧困の家庭の幼兒をその圓滑な身心の發達を害するやうな環境から救出して、之に望ましい環境を與へんことを目的にして、その始めから幼兒の身體上の顧慮を第一とし、或る場合には食事の供給や浴場の設備をも有してゐた。最も有名なのは一八七三年ウィリヤム・マザー Sir William Mather によってサルフォードに建設されたもので、食事と温浴の設備を有し、イギリスに於ける最初の保育學校と稱されてゐる。一九二〇年にウイリヤム・マザーは此の學校の發生に關して簡単な敘述を殘してゐるが、それによれば、當時サルフォード市に於ける幼兒學校の子供は著しく身體の發育不全が目立つた爲め、ウイリヤムはフレーベルの「幼稚園」の設立精神に基いて、彼等の爲めの特別の施設を思ひ立ち、學校に於いて食事、衣服の面倒を見てやると共に、之に適當な遊戯と休息の設備を加へることとした。そこには「食堂、浴場、休憩室等があり。五百人の幼兒を收容し得る二つの大きな部屋をもち、六歳又は七歳に達して公立小學校に入る迄の一歳以上の幼兒を收容した。そしてドイツから優秀な幼稚園専門家を招待して顧問としたが、これが人格的にも教育上もやはめて勝れた人で、イギリス人の助手の協力を得て、この學校の充實に少からぬ貢獻があつた。

十九世紀の後期になつてアメリカに於いてこの私立幼稚園の運動は俄然勃興を見たが、一九〇〇年にこの運動に影響されたアデライド・ラッゲ Miss Adelaide Wragge がウールウェーブチに一つの私立幼稚園を經營したのを始めとして各地に

同様のものが次第に殖えるやうになつた。一九〇三年エディンバラに建てられ現在も存續する「レイド幼稚園」の如きはその一つである。是等は幼児に健全な環境を與へて、その精神的發達を正しく導き、自由な活動、運動を課し、良習慣を養成し、社交性を馴致し、且つ兩親との協同<sup>シ</sup>いふことをその目的とした。

現存する多くの保育學校のうちには是等の私立幼稚園からそのまゝ發達したものが少くない。後に説く如く一九一九年に政府は保育學校を獎勵して之に補助金を交付することにしたが、その時にたゞ從來の「幼稚園」を「保育學校」と改稱しただけのものが少くないのである。

### (3) 一九〇八年の委員會の報告

一九〇七年に文部省は特に「五歳以下の幼児の就學に關する調査委員會」を設けた。蓋し二十世紀の初に於ける幼兒學校の不評判はこの年齢の幼児の就學率を漸次低下せしめたが、當局としてこの問題に關して更に再考慮を必要としたが爲めであらう。その課題は「五歳以下の幼児の就學を制限する方針の良否を、教育的並びにその他の見地から調査・考案し且つ報告すべし」といふにあつた。

翌年一九〇八年にこの委員會は文部省に報告を提出したが、その調査による當時の幼兒學校の狀態は次の如くである。質問狀に答へた三三二の地方學校當局のうち一五四は無條件に五歳以下の幼児を收容し、七四は設備教員の不足の理由で、六二はその他の理由で一部分の幼児を拒み、三三の地方當局は全然この年齢の幼児を收容してゐない。

ところで委員會はイギリスのみならず、フランス、ドイツ、スウェーデン、アメリカ等の諸國に於ける保育實情を廣く調査した結果、第一に次のやうに報告してゐる。「幼児の保育問題はその國の一般社會狀態、經濟狀態等との關聯に於いてのみ正しく扱ふことが出来る。ところでイギリスの社會の現情を以つてしては、幼児に對する家庭教育は一般に理想的なるを

期待し得ない實情にある。我々はまづ我國の勞働階級の實情を明かにせねばならない。この實情を無視して、社會的、產業的に進歩した國の制度や、單なる理論的根據に基く制度をそのままに採用するといふことは、大いなる危險がある。かくしてこの委員會は保育學校を無條件に採用もせず、さりとて無下に斥けもせず、要はその土地の社會狀態によるものとしてゐるが、この結論の根柢には、幼稚園は家庭の補足でありその延長であるとの立場が既に抜く可からざる前提となることを示してゐる。「優れた保育學校の影響と成績とは、その後の一般教育特に女子教育の改革と相俟つてイギリスの家庭生活の向上改革に貢獻するであらうし、その曉に於いては五歳以下の幼兒の教育に就いては、當局は之を一切家庭の手に委ねて安心することが出来るであらう。けれども現在のところでは、保育學校は實際上必要であることを本委員會は認める。之を適當に運用することによつて必ずや大いなる利益が擧げられるであらうし、その進歩改革に向けられる一切の努力は、將來の世代の健康と知性と幸福とを増進する上に貢獻することろ少くないであらう」。

就學の最低年齢に就いてこの委員會は三歳を以つて決して尙早でないとの結論に達してゐる。彼等の見た所では、適當な設備さへ存する場所では三歳の子供も就學に無理でない。従つて就學最低年齢を引上げることは賢明でないござれる。

保育の實際についてはこの委員會は一九〇五年の條令及び「指針」の趣旨を全然踏襲して、五歳以下の幼兒は決して過重な精神的負擔、身體的訓練を課せられてはならないことし、自由なる運動、作業の變化、運動場の利用、午睡等を勧めてゐる。そして一學級に收容する幼兒の數は出来るだけ制限すべく、專任の教師の他に助手を使用することを勧めてゐる。但し之は身體の顧慮に関する事柄に限る。最後に教師の選擇に際しては慎重な顧慮の拂はれることを必要とし、「理想の保育者たるの資格は先づ第一に幼兒の身心の發達に關して深い研究をさげ、母性的の同情に富み、明朗にして強固な人格」たる

にある。

この委員會が「保育學校」に下してゐる定義は當時に於ける保育事業の内容に對する當局の理解の程度を示すものとして注目に値する。即ち「特別の部屋で特別のカリキュラムで特別の教育法によつて小學校就學以前の子供の特別の要求に應じ得る學校」を爾後はすべて保育學校と呼ぶ、としてゐる。

#### (4) 獨立保育學校の發達と衛生的施設の重視

かくて右の委員會の報告はその内容に於いて極めてすぐれたものと云ふことが出来るが、一九一八年の有名な教育條令（本章第六節參照）が出る迄は、これを實際は移すやうな法的規定は發せられなかつたのである。且つ又當局の補助金も一九一九年にいたるまでは特に保育學校のために交附されてゐない。けれども個人の經營の下に小規模の保育學校が主として大都市に漸次建設され、中には今日に存續する有名なものもある。中でも最も有名なのは一九一一年ラッセル・Rachael M. Margaret Mc Milan 61人によつて「デプトフォーム Deptford」建てられた保育學校である。それは運動場を中心とした數個の天蓋だけの校舎からなる「戶外學校」で後まで他の多くの保育學校の模範となつたものである。當時こそ小さい一私營の天幕式な保育學校であつたが、今日ではイギリスを通じての最も大きい模範的な規模を有する。これはすべてマックミランの大きな功績にされてゐる。今一つの私營保育學校は一九一五年マンチニスター市の有志が組織する委員會の手で近郊の細民街アーデウック Ardwick に建てられたものである。それは一つの簡素な小屋の如きものからなり、始めは單なる子供の集合遊戯場の如きものであつたが、漸次に改良が加へられて、猶ほ今日に存續してゐる。

一九〇五年の頃から一般の學校設備の中に含みて保育學校の設備や建物や一般經營の上に大きな變化改良が起り始め

た。一九〇一年に文部省は地方學校當局の制度を設けてその地方の學校行政に任せしめたことは、既に見た所であるが、その結果是等の當局には建築技師や學校衛生官が新たに任命されることになつた。特に一九〇七年の學校條令では、「小學兒童衛生監督局」なるものが設けられ、その後學校の衛生問題に關する組織的な研究が初められるやうになつた。そして醫學的見地から「戶外學校」Open-air School なるものが試みられ、前記デブトフォードの保育學校の如きは「これが先鞭をつけたもの」として注目された。戶外學校といふのは、少くとも一方の壁を明け放しにした建物を意味するものであつた。實施の結果は成績極めて良好なものがあつた。文部省の醫務局主任より發する年報の一九一二年度の報告によれば「戶外學校の新方法は大きな進歩である。それは教育上も醫學上も大いに有效なものと認めることある。かくして戶外學校は學校的一般的形式にまで普及することになつた。

五歳以上の子供の身體の養護及び一般的取扱いの問題に、世の注意を惹いた今一つの事柄は、前記「小學校兒童衛生監督局」の設置(一九〇八年)である。

地方學校當局はこの目的のために專任の醫務官を任命し、文部省内にはジョージ・ニューマン Sir George Newman を主任とする特別の醫務局が設置されることになつた。ニューマンの年報は一九〇八年から毎年公けにされたが、學校兒童の衛生、健康の問題に關する一般的注意を喚起したことは大きな貢獻であつた。例へば一九一一年の報告には次のやうにある。「注意によつて避けられ然も一旦之に罹るや一生を害ぶが如き病氣に侵され易いのは、人生に於ける最初の時期である、云々。」この局の活動の結果、就學兒の約四〇%は直ちに醫療的加護を必要とするといふ驚くべき事實が明かにされたのである。然もそれは醫術的に決して避け難いものではなく、その多くは不注意と放任の結果であるとされた。

この危險を除くために、地方學校當局が特別の努力を拂つたことは云ふまでもないが、その他「母の學校」や「託兒所」や

「幼兒診療所」が公私の經營の下に諸所に設けられるに至つた。そして文部省が一切是等の設備や事業を統轄してゐたが、一九一九年には「衛生法條令」(Ministry of Health act)第三章の規定によつて「懷妊婦・母親及び文部省認可の小學校就學前の幼兒の保健衛生保護に關する事項」は衛生省の管轄に移された。要之、就學前幼兒の保健・衛生に關する當局の注意と配慮が大いに高まつたことはこの時期に於ける著しい事實として注意すべきである。

#### (5) ダーウィン、デューイ、モンテッソリーの影響

二十世紀の初頭以來イングランド及びヨーロッパの幼兒保育思想の上に、極めて大きな影響を與へたものに、ダーウィン及びその繼承者達に始まる生物學的的人生觀である。それは又或る程度まで、ルソー、ペスタロッチ、ストー、フレーベル等の教育學說に科學的基礎を與へることにもなつた。これ等はその始めに於いては科學的といふよりも哲學的又は形而上學的性格のものであつた。ダーウィン主義の影響は幼兒の發生學的研究となり、生體としての人間の生長の不斷性・質的變異といふ點が重大視されるやうになつて來た。教育過程に關するこの新しい生物學的概念の最も偉大な代表者はジョン・リューイ John Leewey であらう。デューイは又、個々の子供の有機的發達といふ觀念の他に、その生長を方向づける社會的要素に對して高い地位を認めてゐる。

デューイ教授は一八五九年に生れ、一八九四年新設のシカゴ大學の哲學及教育學の教授に就任した。彼の最も有名な著述たる「學校と社會」School and Society は一八九九年シカゴで發表されたが、忽ちイギリスの教育界の注意を惹いた。彼は幼兒の行動を仔細に研究觀察して、その世界・自然・環境に對する態度の直接的なることに強く惹かれた。そこで彼は幼兒には周圍の世界を自己の眼で觀察し、特に具案的にゆがめられない體驗によつて之を學ばしめることが重要なことを主張した。彼は手工作業が子供について知識の發達上重要な意義をもつたことを強調し、出來るだけ素朴原始的な狀態の

下に原始的な材料による経験を望んだ。一九〇六年にマンチエスター大學のフィンドレー教授は、デューリーの論文集を編輯してこれを「幼児とカリキュラム」(The Child and the Curriculum)なる題名の下に發行したが、そこに收められた論文の基調をなした一つの思想は、「爲して働く」りいふ手工的作業主義のそれであつた。プロブレム法、プロジェクト法等の名でアメリカの教育界を席捲した思想は、實にすべてデューリーに歸せらるべきものである。デューリーの書物はイギリスの幼児教育者及び學生によつて盛に研究愛讀され、これ程に此の國の保育思想上に顯著な影響を及ぼした人はおそらく無いであらう。

マリヤ・モンテッソリ Dr. Maria Montessori の學說は一九一〇年の頃からイギリスの教育特に幼児の教育に、間接ではあるが重要な影響を與へる傾向になつた。彼女も亦デューリーと同じく、經驗的生物學的原理の上にその學說を打立てたが、たゞデューリーに異つて、社會的環境の下に幼児自身の經驗の方法を見出すことよりも、むしろ準備され整理された環境の中に於ける保育の過程を示さんとした。「幼児教育の科學的方法」を題する彼女の主著は一九一三年ローマで發行されたが、その一年以來は「モンテッソリーの方法」としてアン・ジョージにより英譯刊行され、デューリーに劣らない影響をこの國の保育界に與へた。この書の中に於いて彼女は幼児に自然的發達を許すことを説きつゝも、然もそれは注意深く準備され整へられた環境に於いて行はるべきであるとの以上の根本思想を披瀝してゐる。

モンテッソリーが幼児の感覺の陶冶、基本的數や形の觀念を養ふために使用した器具は、セガン Edouard Séguin (1812-1888) が虛弱又は不具兒童のために考案したものを使ひ利用してゐる。そして是等の器具は幼児自身が之を使用すべきで、教師は指導的必要のある場合にのみ之を使用すべきである。この「モンテッソリーの方法」には多くの注意すべき暗示が含まれてゐるが、之を實際に取入れるためにイギリスでは稍々不便な事情があつた。且つその器具は數や形の觀

念の養成は大いに有效であるが、幼児の自由なる想像作用や成人の世界への興味を指導すべき有效な工夫に缺けてゐた。けれども彼女がこの國の幼児保育者に與へた影響にはかなり大きいものがあつた。それは次の諸點に要約されるだらう。

(1) 保育活動上教師の積極的態度を出来るだけ制限して、幼児の自己活動を奨励重視する傾向の生れたこと。

(2) 器具の使用による直觀教授の重視、幼児の自發的自律的活動の奨励。

(3) 身心的一般的保育上科學的態度が確立されたこと等。

以上述べたジョン・デューアイ・マダム・モンテッソリーの教育思想、そのイギリスに於ける影響にこよつて、我々は幼児保育上に於ける自己活動・直觀主義・作業主義等の觀念が普及して來たことを知る。デューアイもモンテッソリーも幼児の自然的發達の介添いふことを重視し、保育史上の大道を樹立した云ふことが出来る。

### (6) 一九一八年の條令とその後の發達

一九一八年の條令によつて文部省は保育學校の設立又はその補助に關する權限を地方學校當局に與へた。法令による規定はイギリスではこれが始めてである。即ちその條文には

「地方學校當局の初等教育に關する權限は向後左記のものを含む」。

(1) 二歳以上五歳までの幼児童に對する保育學校の經營若しくはその補助(但し身心の發達上當局が小學校への進學を無理とするが如き兒童も之を含む)。

(2) 保育學校の幼児の健康・栄養・衛生・保護に關する諸施設

これが幼児保育に關する現行法であるが、法律的には保育學校への入學は何等の義務をも伴はない。そして「公立學校」の中には法的には含まれてゐないのである。一九二一年に發せられた「教育條例」に於いても、當局の趣意は保育學校への

入學兒は「健康・身體・精神の發達上からくの如き特別の設備を必要とする子供」にのみ限らんとする方針であることが明かである。そして又實際上に就いて見ても、現在に至るまで當局によつて認可され經營・維持の全部又は一部が之によつてなされてゐる保育學校は大都會地で家庭生活が完全な狀態で行はれない地方にのみ限られてゐるやうである。

それはこもあれ、一九一九年文部省は特に保育學校に關する條例を發布した。その序文に當局が保育學校なるものを認可し之を或程度まで保護せんとするにいたつた間の消息が詳しく述べられてゐる。そこで此の條文に基いて一九一九年度の三月末までに新たに十三の保育學校が補助を受けることになつた。その多くは私經營の下にそれ以前に設立されたものであつた。併し一九一九年の法律はこの程保育學校の認可規定としてかなりに重い資格を六づかい條件を要求した爲め、又一つには地方學校當局が一九一八年の條例によつて過重な法的義務を負はされてそれが實現に忙殺されるやうになつた爲めに、保育學校の發達は極めて遅々たるものであつた。そこへ更に不利な事態が加つた。即ち一九二〇年戰後の財政の緊縮建直し方針のため、二年一月文部省の廻章は各種學校に向つて經費節減の訓令を發した。その第十條保育學校に關する項に於いて「文部省は特別の事情の存する場合、若しくは從來の經驗に鑑みて優秀なる成績を擧げてゐるもの、他は、保育學校の設立、維持の爲の補助金の要求に應じ得ざるものとする」ある。この廻章は一九二四年まで動力を有するものであつた。

一九一四年の三月になつてその有效期間が完了するを待つて、文部大臣は議會に於いて保育學校に對する好意的態度を表明し、適當にして必要と認めた場合には保育學校新設の提案に應じる旨を宣言した。翌年一九二五年には文部省は特に保育學校のみに關する簡単な規定を發し、これが從來今日にいたるまで效力を存してゐるのである。この規定によれば（一）保育學校への就學年齢は満二歳以上なること、その年限は満五歳以後に及ぶべからず。五歳以後に及ぶ場合には文

部省の認許を必要とする。

(2) 休憩、食事、娛樂のために充分の施設を行ふべし。

(3) 健康・栄養・發育のためには適宜の處置を講ずべきこと。

(4) 學校の負擔として食事、醫療は之を行ふを得。

けれどもこの規定等の力によつても新らしく設立された保育學校の數は極めて少い。それは教師團の整備が困難なこと、設立施設に多額の金を必要とするこにもよるが、一九一九年の條例が幼兒の個別的保育を強調し、傳染病の防止のために厳格な制限を附したことに主なる理由がある。

次は一九二九年十二月五日に、保健局と文部省とが聯合して母性及び幼兒保護に關する廻章をそれゞゝの機關に對して發したことを擧げねばならない。その中に保育學校に關する條項が加へられ、それによれば「保育學校の目的は二歳乃至五歳までの幼兒に健全なる身體及び精神上の發達を顧慮してやるにある。かくてその目的は保育と教育との二重機能を含む。人口の群集する地方にあつては、家庭の狀態及び環境によつて他から不斷の配慮と注意とを受くるを必要とする幼兒が多數にある。之を引受けるのが保育學校の任務である」と規定されてゐる。

更にこの廻章に於いて文部當局は、向後新しい小學校、幼兒學校を設立する場合には、特に五歳以下の幼兒のための設備をも加へるべきであるこし、その場合保育學校を以つて大體の基準とすべしとしてゐる。但しその程度まで之によるかは一にその土地の事情、同地方に保育學校の有無によつて異なるべきである。その設備は出来るだけ廣い運動場をもつ戸外學校式のものを理想として、實驗・實習・日光浴室等をも加へ、冷水・溫水の供給を顧慮すべきである。最後にこの廻章は五歳以下の幼兒の收容の最大の利點は、これによつて幼兒を常に衛生的醫療的保護の下に置くこにあると言つてゐる。

併し前に述べた如き事情によつてその増設の極めて遅々たるものゝあつた保育學校は一九三一年の全般的經濟危機に會つて遂に完全に停止することになつた。

けれども一九一〇年代に於いて、公立小學校内の五歳以下の子供に對する幼兒級の設備なり内容なりは、保育學校運動の影響によつて著しく發達改良されたことが目につく。その直接の最も大きな原因は教員養成大學に於ける師範教育の向上進歩に存する。一九〇四年の「教員養成及び師範學校に於ける試験に關する規定」は幼兒學校に於ける教育に關する知識と技能に就いてかなり之を重要視する立場を取つてゐる如きは之である。更に一九〇七年の教員養成規定には一層詳細なる規定が加へられて來た。而して幼兒保育上的方法はフレーベルは幼稚園思想、ジョン・デューイ、マダム・モンテッソリの思想、及び保育學校運動等に就いて教育者が異常な熱意の下に之を研究したことによつて、著しく進歩して來た。之を保育の實際に就いて見ても採光・採熱・換氣設備の整備、その他の器具器材の充實の上に明らかに進歩が見られる。更にこの數年の間に多くの小學校特にマンチニスター、ライセスター等の工業大都市の小學校は、五歳以下の幼兒級を獨立の保育學校に變更したものが少くない。又保育學校の方法を採用した保育級としたものは更に多數である。かくして保育學校は、イギリスの保育史上、幼稚園運動及びデューイ、モンテッソリーの思想と並んで、その發達を促す大きな力となつた。

#### (四) 結び

現在に於けるイギリス保育の總計的實情は次の如くである。これは一九三一年三月三十日現在の總計による。

イングランド及ウェールズを通じて三乃至五歳の幼兒總數一、一八九、〇〇〇人、五乃至八歳まで一、八九一、〇〇〇人。そのうち三乃至五歳の一三・二%即ち一五七、五五一人が公立小學校の幼兒級に、一二〇・九一〇八人が幼兒學校に、三五・

八七七人がその他の設備に収容されてゐる。

保育學校は同年同日現在に於いて五十五校が文部省によつて公認され、そのうち三十は地方學校當局の經營になり、二十五は私立團體の手で維持されてゐる。その収容全幼兒數は四、五〇〇人である。

一、八九一、〇〇〇人の五乃至八歳までの幼兒中一、六七八、四七三名が小學校に就學してゐる。

要之、イギリスに於ては教育に對する大規模の施設の必要が認められた前世紀の初、當初から一般小學校とは別個の設備としての保育機關といふ觀念が既に存してゐたことが知られる。そして一八七〇年にいたる頃には、獨立の幼兒學校又は小學校附屬の幼兒級の必要は、一般的に認められて來て、一八七〇年の教育條令によつて五歳が義務就學の最低年齢として認められるや、保兒學校又は幼兒級は初等教育の一部分となつた。更に一八七二年からは三歳以上の幼兒に就學が可能となり、當局の進歩的態度、教育者の努力によつて次第に完備して來た。その最も大きな結實は保育學校である。イギリス保育の將來も亦大體この方向に進んでゆくであらうことはかなりの正確さを以つて推定され得るであらう。(完)

〔後記〕以上三ヶ月にわたつて述べたところによつてイギリスに於ける保育の發達の跡は大略明らかになつたことゝ思ふが、更に昭和九年十一月號の本誌に掲げられた筆者の「英國に於ける幼兒保育の發達及び昭和十年五月號に載せられた『英國文部省の幼兒保育指針』と併せ讀まれることによつて、イギリスの保育の過去と現在とは稍々その全貌に近いものが明らかにされるのではないかもと思ふ。